

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は昭和49年に国民年金の加入手続を行った際、役場の担当者から保険料をさかのぼって納付できると聞き、48年3月から49年3月までの保険料を納付した。その後、何の連絡も無かったので納付されているものと思っていたが、社会保険庁の記録では申立期間の保険料は5年後の54年2月に全額還付されているとのことであった。私は還付手続をした覚えも還付金を受けた記憶も無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月5日付けで申立期間の記録訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われ、21年1月に還付がなされている。

この還付は、申立期間が国民年金の任意加入対象期間であり、申立人が加入手続を行った昭和49年4月の時点では、制度上、さかのぼって被保険者となり得ない期間であることによるものであるが、申立人が国民年金保険料相当額を納付してから既に30年以上が経過していることを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間の国民年金保険料相当額を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

以上により判断すると、申立人の納付記録については、申立期間を国民年金保険料納付済期間として記録を訂正すべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年7月まで

私が就職するまでは、父親が、家族の分と併せて、私の国民年金保険料を納付してしてくれた。当時は、町内の班長が、班員の分をまとめて集金し、A市役所へ一括納付していた。20歳になった昭和36年*月から37年3月まで納付して、同年8月以降も納付しているのに、申立期間が未納であるのは不自然だと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の父親が行っており、その父親、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び実姉は、納付済みとなっている。

さらに、申立期間の前後において、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の4か月のみ未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人の実姉から、家族の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、すべて父親が行っており、申立期間当時は、町内の班長が、班員の分をまとめて集金していたとの証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月及び同年2月

国民年金には、A町役場で夫婦同時に加入し、妻が二人分を3か月ごとに役場の窓口で納付していた。妻は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立期間中、一緒に納付していたとする申立人の妻は納付済みとなっている。

また、申立人とその妻は、国民年金加入期間のうち、納付日の確認できる昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料を申立期間を除きいずれも同一日に納付しており、申立人がその妻と一緒に納付していたという主張は信憑性^{びょう}が高い。

さらに、申立人とその妻の保険料は、すべて納期限内に納められている上、申立人は昭和46年1月からは付加保険料も納付していることから、納付意欲が高かったと考えられる。

加えて、昭和36年4月から同年12月までの期間（昭和36年10月を除く）について、誤って資格喪失の上、還付されていたことが判明し、納付済期間へと記録が訂正されており、これに近接する申立期間の納付記録の管理も適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 12 日から 42 年 3 月 31 日まで
② 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 1 月 12 日まで
③ 昭和 44 年 2 月 1 日から 45 年 8 月 15 日まで
④ 昭和 46 年 4 月 4 日から同年 9 月 16 日まで

脱退手当金が支給されたとする昭和 46 年 11 月 19 日には嫁いで A 市にいて B 市には帰っていない。脱退手当金の制度も知らないし、手続した覚えも無い。また、自分が請求したのなら勤務した事業所を全部申請するはずなのに、2 か所の事業所が漏れているのは納得がいかない。社会保険事務所で何度も振込か現金支給か尋ねても返事がもらえなかったので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所である C 事業所の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 5 か月であるとともに、当該事業所で昭和 35 年 4 月から 50 年 3 月までに厚生年金保険を資格取得した女性被保険者 31 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間の昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 2 月 1 日までの D 社に勤務した期間及び申立期間③と④の間の 45 年 9 月 1 日から同年 9 月 4 日までの E 組合に勤務した期間の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、6 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間③を除く 5 回の被保険者期間は裁定庁の管轄事業所の記録であるほか、記録が管理されている厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①、②及び D 社における被保険者期間が * であり、申立期間③、④及び E 組合における被保険者期間が * となっており、厚生年金保険被保険者記号番号払

出簿から、重複取消処理が支給日より前の昭和46年9月27日に行われていることが確認できるが、支給されていない期間として2つの期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成2年3月16日とされ、同年3月16日から同年3月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格取得日を同年3月16日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月16日から同年4月1日まで

平成2年3月16日からA社に勤務しているが、社会保険庁の記録では資格取得年月日が同年4月1日になっている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、平成20年11月5日付け訂正処理により、2年3月16日から厚生年金保険被保険者期間であったことが認められ、これに基づき申立人の資格取得年月日が記録されているが、申立期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされている。

しかし、A社が保管する賃金台帳及び雇用保険被保険者証により、申立人は、平成2年3月16日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び平成2年4月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って平成2年4月1日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

国民年金制度が発足した当初、町内会で説明会があり、夫婦一緒に加入手続を行った。当時親しくしていた隣人も一緒に加入したはずであり、回数は覚えていないが、集金人に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻と共に国民年金に加入する手続を行い、その妻が町内会の集金で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和42年7月ごろに払い出されており、申立人の所持している国民年金手帳において、同年4月から同年9月までの国民年金保険料が同年10月にまとめて納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、同年7月ごろに行われたものとするのが自然である。

また、申立人夫婦は、昭和39年3月に、A市B町から現住所（A市C町）に転居していることが確認でき、申立期間については、同市D町で町内の集金人に納付していたとの申立内容に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人はさかのぼって納付した記憶が無いと述べており、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻も申立人同様に申立期間は未納期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年6月までの期間及び平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から60年6月まで
② 平成元年2月

昔のことで、記憶も無く、領収書等も残っていない。会社を退職したら、国民年金に切り替え、加入手続したと思う。申立期間が未納及び未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年7月ごろに払い出されており、その時点で申立期間①の大部分は時効により納付できない期間である。

また、申立期間②は未加入期間であり、申立人は、国民年金手帳は1冊しか交付を受けた記憶が無いと述べている上、申立期間①及び②について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身から聴取しても、加入手続の時期、納付方法等についての記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

国民年金制度が発足した当初、町内会で説明会があり、夫婦一緒に加入手続を行った。当時親しくしていた隣人も一緒に加入したはずであり、回数は覚えていないが、集金人に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に国民年金に加入する手続を行い、夫の国民年金保険料と併せて、町内会の集金で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和42年7月ごろに払い出されており、申立人の所持している国民年金手帳において、同年4月から同年9月までの国民年金保険料が同年10月にまとめて納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、同年7月ごろに行われたものとするのが自然である。

また、申立人夫婦は、昭和39年3月に、A市B町から現住所（A市C町）に転居していることが確認でき、申立期間については、同市D町で町内の集金人に納付していたとの申立内容に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人はさかのぼって納付した記憶が無いと述べており、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫も申立人同様に申立期間は未納期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から61年3月まで
年金手帳を確認したところ、申立期間について、国民年金に加入したことになっていないが、自宅へ集金に来た集金人に納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅へ集金に来た集金人に納付したはずであると主張しているが、申立人は、厚生年金保険の会社を退職した昭和53年10月及びA市に転入した54年3月共に国民年金の加入手続をした記憶は無いと述べている上、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、その国民年金手帳の住所変更欄には、61年4月1日と記載があることから、申立人は国民年金の第3号被保険者となったその時期に、国民年金の再加入手続をしたと考えるのが自然である。

また、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、関係人からの証言も得られない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年7月まで

私は昭和46年4月1日に3名で会社を設立した。設立時は3名であったため社会保険の適用事業所には該当せず、国民年金の加入手続をして納付したはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月1日に国民年金の加入手続をして納付したはずであると主張しているが、申立人は、現在年金手帳を所持しておらず、国民年金に係る記号番号や資格記録の記載は確認できない上、国民年金加入手続の後に年金手帳の交付を受けた記憶も無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は会社が社会保険適用事業所になり、厚生年金保険へ切り替えた時に、国民年金の脱退手続をした記憶が無いと述べており、申立人が国民年金の加入手続を行った事実を推定することは困難である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 21 日から 42 年 10 月 21 日まで
昭和 41 年 3 月から 43 年 1 月 20 日まで A 社に継続勤務した。途中で退職などしていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して勤務していたと主張しているが、申立期間のみ在籍していた従業員は、申立人が在職していたことについて記憶が無いと証言している一方、申立人も当該従業員についての記憶が無いとしているなど、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立事業所において同時期に勤務する複数の従業員の厚生年金保険被保険者記録においても、申立人と同様に、被保険者資格を喪失し、その後に再取得をしている者が複数見られる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、当該事業所は、昭和 48 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 21 日から 45 年 5 月 21 日まで
昭和 42 年 6 月から 45 年 5 月 21 日まで A 社で、妻と一緒に勤務した。厚生年金保険被保険者期間が当初の 1 か月のみということは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、事業主及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和 42 年 7 月 21 日付けで被保険者の資格を喪失したことが確認できる上、当該被保険者原票の備考欄に「者証返納済 42. 8. 1」の押印があり、申立人は資格喪失後、健康保険証を返納していることが確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険加入記録は確認できない。

さらに、A 社は昭和 45 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も当時の資料が無く、不明であると回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 12 月まで
(A社)
② 平成 3 年から 5 年まで
(B社)

申立期間①においてはA社に勤務し、申立期間②においてはB社に勤務していた。それぞれの勤務先の給与明細書は無いが、写真があるので勤務していたことは確かである。いずれの事業所に入社する時も、社会保険の加入を条件としていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和 55 年 5 月 1 日から同年 7 月 20 日までの雇用保険の記録があること、及び同年 6 月 7 日の日付けが入った社内旅行の写真に申立人が写っていることから、期間は特定できないが、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立期間①においてA社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、事業主の妻は、「従業員を採用する時は、国民年金に加入してくれることを条件に採用し、従業員からは厚生年金保険料を控除していなかった」と回答しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、保険料を定額納付していることが確認できる。

申立期間②については、事業所内で撮ったと思われる写真に、申立人と一緒に写っている同僚の名前を事業主が特定していること、及び複数の同僚も申立人が勤務していたことを証言していることから、期間は特定できないが、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「申立人の雇用形態はパートであった。パートは社会保険に加入させていなかった」と回答している上、複数の同僚も、申立人はパートであった旨を証言している。

また、当該事業所の申立期間②における厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は無く、整理番号は連続しており欠番も無い。

さらに、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 5 月 6 日まで
平成 8 年 10 月当時の私の給料は 35 万円くらいであったが、同年 10 月から 36 万円の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、破産宣告申立書(控)から、平成9年5月6日にB裁判所に対し破産の申立てをしており、社会保険庁の記録によると、その翌日の同年5月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、申立人の8年10月から9年4月までの標準報酬月額は、同年7月11日に36万円から9万2,000円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立人自身が社会保険事務所とは接触しておらず、全喪届や月額変更届を提出した覚えは無く、これらの届出は、破産宣告申立の代理人弁護士が届け出たと主張しているが、当該弁護士は、「自己破産の申立代理人であり、社会保険の手続をした事実はない」と証言している上、社会保険事務所が保管する滞納処分票の事蹟欄には、「9.7.9 事業主出頭。全喪届受理」と記載されており、代表取締役である申立人が関与せずに当該全喪届に係る処理及び月額変更処理が行われたとは考え難いことから、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに標準報酬月額の減額処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 24 日から 37 年 4 月 22 日まで
② 昭和 37 年 5 月 9 日から 43 年 1 月 11 日まで

60 歳ごろ、年金の受給手続に社会保険事務所へ行き、年金記録の確認をした際、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。私は脱退手当金を受給した記憶は無いため、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金の支給対象期間に加算してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係るA社を同時期に資格喪失した9名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8名について資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は、会社から説明を受け代理で請求を依頼した旨の証言をしている。

また、申立人の当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。